

「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」 企画等業務委託に係る実施要綱

1. 目的

当該業務は、ラグビーワールドカップ 2019[™]で国内外から来県する旅行者に快適な旅行環境を提供するため、ラグビーワールドカップ 2019[™]関連情報や飲食・買物・観光関連情報、多言語コールセンター等の情報をスマートフォン用のアプリケーションを活用して提供するとともにラグビーワールドカップ 2019[™]後もレガシーとして活用することを目的とする。

この実施要綱は、大分県が実施する「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務委託公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 実施主体 ラグビーワールドカップ 2019 大分県推進委員会（以下「大分県推進委員会」という。）
- (2) 契約者 大分県推進委員会 会長 広瀬 勝貞
- (3) 採用方式 公募による企画提案競技によって特定された者への業務委託方式
- (4) 事業名 旅行関連情報提供アプリケーション開発事業
- (5) 契約期間 契約日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (6) 契約限度額 1,620 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. 業務の内容

別添「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4. 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県内に本社、支社又は営業所を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に必要な資格を有する者（本要綱5（5）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）であること。
- (4) 本要綱5（4）に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律2

- 25号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 仕様書の内容を熟知し、十分に理解した上で、プロポーザルに参加できること。また、過去5年間に同種・類似の業務(県内、県外を問わない。)を国又は地方公共団体から受託した実績を有すること。
- (9) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
- ア 宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
 - イ 特定の公職者(その候補者を含む。)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - ウ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団(員)に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (キ) 暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5. プロポーザル募集から受託者決定までの手続き

- (1) プロポーザル参加表明及び参加資格の確認
- プロポーザルに参加を希望する法人は、上記4の資格要件が必要な他に、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。
- ア 参加表明手続き
- 「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務委託公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)を大分県推進委員会に提出することにより参加表明を行う。
- イ 提出期間
- 平成30年10月24日(水)～10月31日(水)17時まで(土・日曜日及び祝日を除く)
- ウ 提出先
- 大分県推進委員会事務局
- (大分県企画振興部ラグビーワールドカップ2019推進課 企画・広報班)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（本館3階）

エ 提出書類

- (ア) 「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務委託公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）…1部
- (イ) 会社概要書（様式第2号）…8部
※様式中の項目が記載された既存の資料（会社パンフレット等）に代えることができるものとする。
- (ウ) 類似業務実績調書（様式第3号）…8部

オ 提出方法

持参又は簡易書留郵便（提出期間内に必着のこと。）

※簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

カ 参加資格の喪失又は辞退

参加表明後に参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。また、都合により辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

(2) 説明会

ア 日時

平成30年11月1日（木）15時～（予定）

イ 場所

大分県庁舎本館3階 ラグビーワールドカップ2019推進課分室

ウ 説明内容

公募内容の説明、委託業務の説明、質疑応答等

エ 参加方法

法人名及び説明会出席者名（2名以内）を記載し、下記申込先まで電子メールにて申込むこと。

（申込先）a10860@pref.oita.lg.jp

（メール件名）「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務

オ 申込期限

平成30年10月31日（金）17時まで

(3) 質問票の受付及び回答

ア 質問票の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- (ア) 質問方法：「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務委託質問票（様式第5号）を下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス：a10860@pref.oita.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名：「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務委託質問票（法人名）

(エ) 質問票受付期限：平成30年11月2日（金）17時まで

イ 質問への回答

質問事項への回答は、平成30年11月7日（水）17時までに、参加申出のあった業者に対して電子メールにより回答する。なお、提案内容の核となる質問内容については、質問業者のみに回答する。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期限

平成30年11月13日（火）17時（必着）

イ 提出先

大分県推進委員会事務局

（大分県企画振興部 ラグビーワールドカップ2019推進課 企画・広報班）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（本館3階）

ウ 提出書類

業務の目的等に留意のうえ、以下のとおり企画提案書等を作成し、提出すること。※A4サイズ、長辺綴じ

(ア) 企画提案書（任意様式）

仕様書の委託内容に基づいて作成すること。

(イ) 業務工程表（任意様式）

(ウ) 業務実施体制調書（様式第6号）

(エ) 見積書及び次年度の概算見積書（任意様式）

宛先は「ラグビーワールドカップ2019大分県推進委員会 会長 広瀬 勝貞」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の数量、単価等が判断できる内容とする。）。

エ 提出部数

正本1部、副本7部（副本については提出書類の記載内容等から提案者が特定できないようにすること）

オ 提出方法

持参又は簡易書留郵便とする。

※FAX、電子メールでの提出は不可。簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に【「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務委託関係書類在中】と朱書きすること。

(5) 審査・選定

ア 事前審査

企画提案希望者が多数（6者以上）となった場合は、「ウ 審査基準」に従い、提出された企画提案書の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（5者）を選定する。

イ プレゼンテーション

（ア）日時

平成30年11月20日（木）（予定） ※時間は参加者に別途連絡する。

（イ）場所

大分県庁舎本館3階 ラグビーワールドカップ2019推進課分室（予定）

（ウ）提案方法

1者（3名以内での出席とする。）につき、持ち時間15分（説明10分、質疑応答5分）とし、企画提案書についての説明を行う。

※ 集合時間等は、企画提案参加希望者各者に電子メールにて通知する。

※ プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。

ウ 審査基準

「旅行関連情報提供アプリケーション開発事業」に係る企画等業務委託企画提案書等審査基準表（以下「審査基準表」という。）のとおり、企画提案内容、業務工程表、業務実施体制、経費見積、過去の実績等から総合的に行う。

エ 業務委託候補者の決定等

（ア）別添審査基準表により、審査委員会が企画提案書とプレゼンテーションの審査を行い、最も評価の高い提案者を業務委託候補者とする。ただし、最高評価得点が複数ある場合は、審査委員の協議により決定する。

（イ）選定結果は全ての企画提案参加者に文書で速やかに通知する。

（ウ）大分県推進委員会は、業務委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することもあり得る。

6. その他留意事項

（1）提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名・押印のない参加表明書により参加申込をしたもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
 - エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの
 - オ 本要綱5（4）企画提案書等の提出に示す提出書類がないもの
 - カ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの
 - キ 不正行為が行われたと認められるもの
- (2) プロポーザルの停止、中止及び取り消し
- やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該プロポーザルに要した費用を大分県推進委員会に請求することはできない。
- (3) その他
- ア 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
 - イ このプロポーザルの参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。
 - ウ 企画提案は1者につき1案とする。
 - エ 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
 - オ 参加表明に係る全ての費用（企画提案書等の作成やプレゼンテーションなどにかかる費用）は、企画提案書提出者の負担とする。
 - カ 審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
 - キ 提出された参加表明に係る全ての書類については返却しない。また、企画提案書等による提案内容は大分県推進委員会に帰属する。
 - ク 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
 - ケ 参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
 - コ 上記ケに示す個人情報の取扱いは、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）の規定に従うこととする。
 - サ 提出された企画提案書等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は大分県推進委員会に帰属し、無償で大分県推進委員会に譲渡するものとする。

7. 問い合わせ先

大分県推進委員会事務局

（大分県企画振興部ラグビーワールドカップ2019推進課 企画・広報班）

電話 097-506-2083

電子メール a10860@pref.oita.lg.jp